

全国養鶏経営者会議規約

昭和42年5月制定

平成29年6月8日改正

(目的)

第1条 この会は、養鶏経営者の結集をはかり、もって養鶏経営の豊かな発展ならびに安定に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、全国養鶏経営者会議と称する。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携強化に関する事項
- (2) 養鶏経営の安定と発展に必用な農政上の諸対策に関する事項
- (3) 養鶏経営の飼料、管理技術、流通などに関する調査・研究および啓蒙普及に関する事項
- (4) 養鶏経営の経営管理に関する事項
- (5) 養鶏経営者の組織的結集に関する事項
- (6) その他目的達成に必用な事項

(会員)

第4条 この会の会員は、次のとおりの直接加入とし、かつ入会には役員会の承認を得るものとする。

- (1) 会の目的に賛同する専門的養鶏経営者（おおむね採卵鶏常時 5,000 羽以上、ブロイラー常時 10,000 羽以上飼育程度を標準とみるが、具体的には各県の実情に応じた標準とする。）
- (2) 未だ専門経営には達しないが会の目的に賛同し加入を熱望する養鶏経営者

(経費)

第5条 経費は、会員が自主的に納入する会費を中心に賄い、賛助金、特別会費等をあわせてこれにあてる。

(会費の賦課および徴収)

第6条 会費の賦課および徴収時期については別途定める。

(事務所)

第7条 この会の事務所は、一般社団法人全国農業会議所内におく。

(役員)

第8条 この会の役員として、理事若干名、監事2名を置く。

2. 役員は正会員および学識経験者のうちより総会で選出し任期は2年とする。
3. 理事は、互選により会長1名、副会長若干名を選ぶ。
4. 会長は、この会の業務を総括し、会を代表する。
5. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
6. 理事は各都道府県の会員を代表して、業務の円滑なる推進をはかる。
7. 監事は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第9条 この会に、顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 この会は、毎年定期に総会を開くほか必用なとき臨時総会を開く。

(理事会)

第11条 この会は、会務の執行のため、理事会を開く。

(事務局)

第12条 この会に事務局を置き、会長の指示により会の事務を処理する。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門部会)

第14条 この会は必要に応じ専門部会を設け、業務の推進をはかることができる。

(その他)

第15条 この規約に定めるものの他、会の運営にあたって必要とする事項は、総会もしくはその指示により理事会において定めるものとする。